

奈良県告示第二百七十号

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市忌部町の一部

御所市大字北十三、大字南十三及び大字出屋敷の各一部

生駒郡平群町上庄、大字槻原、光ヶ丘及び大字下垣内の各一部

生駒郡三郷町大字勢野の一部

磯城郡田原本町大字薬王寺の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室及び関係市町都市計画担当課

四 縦覧期間

令和四年十二月二日から同月十六日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室に令和四年十二月十六日までに必着するよう提出すること。